

Client Alert

28 May 2021

日本語版に
関するお問い合わせ先:



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
シニア・アソシエイト
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com



長尾 理沙
アソシエイト
03 6271 9537
lisa.nagao@bakermckenzie.com



内藤 つばさ
アソシエイト
03 6271 9706
tsubasa.naito@bakermckenzie.com

欧州：域外国の補助金に対する規則案を公表

概要

2021年5月5日、欧州委員会は、外国補助金によって引き起こされるEU域内市場への潜在的な歪曲効果に対処することを目的とした規則案（以下「本規則案」）を影響評価報告書と共に発表した。本規則案が現在の内容で採択された場合、事業者は新たに重要な義務を負うことになる。特に以下の3つの点に注意が必要である。

1. 欧州委員会は、過去10年間の外国補助金について職権で調査を開始できるようになり、事業者は情報提供の要請（RFI）に応じ、時には立入検査に応じる必要が生じる。また、欧州委員会は、一定の条件の下で、**EU域内及びEU域外**において立入検査を実施することができる。
2. 事業者は、場合により、外国補助金で資金調達した取引を欧州委員会に届け出なければならない。当該届出義務は、EUレベル又は加盟国レベルで適用される企業結合の届出義務に上乘せされる（閾値については後述を参照）。
3. EU域内で2億5000万ユーロ超の公共入札に参加しようとする事業者は、入札書を提出する前に欧州委員会に届出を提出し、過去3年間に受けた**全ての**外国補助金について相当量の情報を提供しなければならない。また、欧州委員会は、当該閾値を下回る金額の入札についても職権で介入することができる。

影響を受ける事業者

本規則案は、EUで事業を行う事業者にとって追加の規制要件を導入するものである。EU域内で活動し、外国（EU域外）の補助金を受けている事業者にとっては、必然的に、規制上のリスク及び負担が増加することになる。特に、EU域内の対象会社と外国補助金の恩恵を受けているEU域外の事業者を当事会社とするM&A取引においては、クロージング前の義務として、(i)本規則案に基づく新たな届出義務、(ii)EU又は加盟国レベルでの既存の企業結合規制に基づく届出義務、(iii)EU加盟国レベルでの外国投資規制に基づく届出義務の3つが含まれることとなり得る。

M&Aの分野以外においても、本規則案はEUで活動する国際的な企業に対し規制による監視を強化する。事業者としては、過去10年間に外国補助金を受けたか否かを慎重に検討し、欧州委員会の職権による調査のリスクが残っているかを評価するとともに、関連する範囲でEUの公共入札に関するルールを確実に遵守する必要がある。

現段階では、本規則案はまだ草案であり、欧州議会及び欧州連合理事会による検討及びその後の修正が必要である。本規則案を採択するための通常の立法手続は、2022年末までに完了しないとみられている。

当分の間は、各事業者が欧州委員会に働きかけ、意見を伝えることが重要である。欧州委員会は**2021年6月30日**まで意見を受け付けており、[こちら](#)から提



出することが可能である。詳しい情報や意見の提出方法については、弊所の弁護士にお問い合わせいただきたい。

規則案の詳細

適用範囲

1. 「外国補助金」の広範な定義

本規則案が対象としている「外国補助金」とは、EU 域内市場で経済活動を行っている事業者に利益を与える EU 域外の第三国からの金銭の提供であり、対象が1つ又は複数の事業や産業に限定された補助金と定義されている。従って、あらゆる種類の補助金が対象となる可能性がある。

例えば、補助金は、資金若しくは債務の移転（例えば、出資金、助成金、融資、融資保証、奨励金）、公的収入の放棄、又は物品・役務の提供若しくは購入が含まれる。補助金を提供する主体は以下が挙げられる。

- 中央政府及び他の全てのレベルの政府当局
- 第三国に関連する活動を行う外国の公共機関
- 関連する全ての状況を考慮した上で、第三国に関連する活動を行うと認められる民間機関

このような外国補助金は、EU の域内市場を歪める可能性がある場合に精査される。EU 域内市場への歪曲効果は、外国補助金がEU 域内市場における当該事業の競争上の地位を向上させる可能性があり、それにより EU 域内市場における競争に対して実際に又は潜在的に悪影響を与える場合に存在するとみなされる。欧州委員会は、歪曲効果があるかを評価する際に、補助金の額や性質、補助金に付随する目的や条件など、一定の基準を考慮することができる。

2. リスクのある外国補助金

本規則案には、いくつかの「レッドフラッグ」（すなわち EU 域内市場の競争を歪める可能性が最も高い外国補助金）が定められているが、「セーフハーバー」も定められている。

レッドフラッグ (例示)	セーフハーバー
<ul style="list-style-type: none"> • 補助金がない場合に短期又は中期的に廃業する可能性のある事業者に対して交付される外国補助金（ただし、当該事業者の長期的な存続につながる可能性のある再建計画があり、当該事業者の自己資金も相当程度含まれる場合を除く）。 • 事業者の負債又は債務に対する無制限の保証（すなわち金額又は期間に制限のない保証）としての外国補助金 	<ul style="list-style-type: none"> • 3 会計年度連続で合計 500 万ユーロを下回る外国補助金は、EU 域内市場を歪める可能性は低い（当初白書で提案された 20 万ユーロという低い閾値は、EU 加盟国が認める補助金の一般的な最低閾値を反映したものだ）。



- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 企業結合に直接関与する事業者に対する外国補助金● 事業者が不当に有利な条件で公共入札に参加することを可能とする外国補助金 |
|---|

欧州委員会の調査権限

加盟国は外国補助金を審査する権限を持たない。本規則案では、EUレベルでの施行がすべて記載されている。欧州委員会の新たな調査権限（(i) 職権による審査、(ii) 企業結合、(iii) 公共入札）について、以下詳細に説明する。

1. 職権による審査

欧州委員会は、歪曲効果のある外国補助金に関するあらゆる情報に基づいて、外国補助金に関する職権審査を開始することができる。

その際、欧州委員会はRFIを発行し、**EU域内及びEU域外**で立入検査を行うことができる。ただし、EU域外での立入検査には以下の条件が課せられる。

- i. 第三国政府に通知し、審査の同意を得ていること、及び
- ii. 対象事業者が立入検査に同意していること

欧州委員会は、初期の立入検査に基づき（検査に要する最長期間は不明）、事業者が歪曲効果のある外国補助金を受けていることを示す十分な証拠があると判断した場合、詳細な調査を開始することができる。詳細な調査の結果、是正措置又はコミットメントによる対応を求められる可能性がある。

本規則案は遡及効果を持たないが、本規則案の発効後、審査が開始される前の10年間に与えられた外国補助金に適用される。

欧州委員会は、外国補助金がEU域内市場を歪めているとの合理的な疑いがある場合、部門全体を対象とした市場調査を開始することができる。また、欧州委員会は、特定の審査を契機として、閾値（後述参照）を下回る関連取引や公共入札を調査する権限も有している。これにより、欧州委員会は独自の判断で、広範囲の調査を行うことができる。これらの新しい権限が実際どのように使われるかは不明である。

2. M&A取引の審査

本規則案では、歪曲効果のある外国補助金に関係する可能性のあるM&A取引について、既存のEU企業結合規制とは別に、新たな審査プロセスが導入されている。以下の閾値を満たす場合、欧州委員会に取引の届出を提出し、承認を受ける必要がある。

本規則案の下では、以下の場合に取引の届出が必要となる。

- (a) **対象会社**又は当事者の少なくとも1社がEU域内において設立されており、EU域内での総売上高が5億ユーロ以上、かつ
- (b) 当事者が、届出前の**3年間に**、EU域外国から**総額5,000万ユーロ**を超える外国補助金を受けた場合



合併会社の設立においては、以下の場合に企業結合の届出が必要となる。

- (a) 合併会社又はその親会社のうちの1社がEU域内に設立されており、EU域内での総売上高が5億ユーロ以上、かつ
- (b) 合併会社自身及びその親会社が、届出前の3年間に、EU域外国から総額5,000万ユーロを超える外国補助金を受けた場合

いずれの場合も、2つ目の閾値は外国補助金によって定められる。このように、公共機関や場合によっては民間企業を含め、第三国と相当程度取引を行っている事業者が届出義務が生じる可能性がある。これは、取引が純粋に商業的な条件で行われている場合にも適用される。さらに、5,000万ユーロの外国補助金の基準額は合計額であるため、複数の国から提供を受けた補助金によってその基準が満たされる場合もある。

さらに、合併会社にとっての問題は、規則案によれば、一つの親会社がEU域内で活動している場合には、完全にEU域外で活動している合併会社も対象となることにある。そのため、EU企業結合規制と同様、合併会社がEU域内で活動していなくても届出が必要となる可能性がある。

本規則案における届出のスケジュールは、EU企業結合規制における企業結合審査に適用されるスケジュールに類似している。欧州委員会は、届出が完了したと判断した後、25営業日以内に届出済みの取引を審査する（1次審査）。もっとも、届出が完了したと宣言され、審査期間が開始されるまでに、必要な情報の提供に数か月を要する場合がある。この審査期間は、さらに90営業日延長することができる（2次審査）。当事者がコミットメントを申し出た場合、2次審査の審査期間はさらに15営業日延長される。さらに、2次審査の審査期間は、届出者の要求又は届出者の同意があれば、欧州委員会によってさらに20営業日延長することができる。審査後、欧州委員会は、(i) 異議なしの決定、(ii) コミットメント付きの決定、(iii) 企業結合を禁止する決定をすることができる。

また、本規則案では、欧州委員会が、事業者や合併会社が過去3年間に外国補助金を受けている疑いがあると認める場合には、届出不要な取引についてもその実施前にいつでも事前届出を求めることができるとされている。

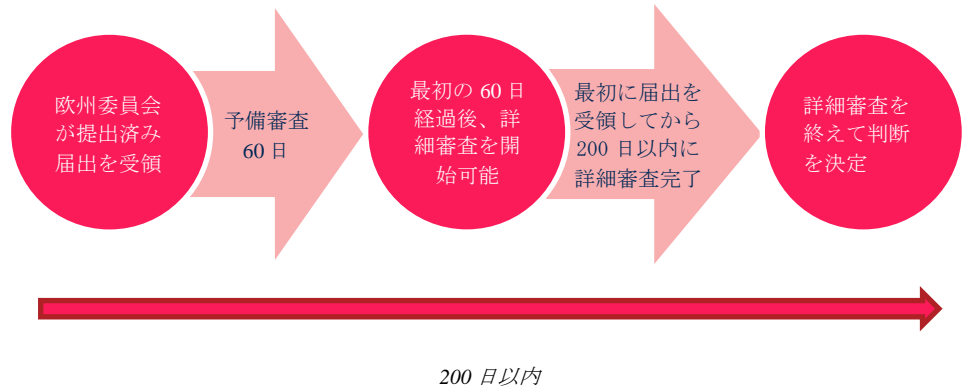
3. 公共入札の審査

欧州委員会は、公共入札手続に歪曲効果をもたらす可能性のある外国補助金についても審査することができる。これは例えば、外国補助金によって事業者が工事、供給、役務に関して不当に有利な入札に参加することを可能にする場合をいう。

運用としては、

- 公共入札の概算額が2億5000万ユーロ以上である場合、入札書を提出する前に届け出る義務が適用される
- 関係企業は、届出前の3年間に受領した全ての外国補助金を入札元へ届け出る必要がある（又は受領していないことを宣言書で確認する必要がある）

入札元は、受領した届出を欧州委員会に転送する。欧州委員会が審査を行う時間軸は以下のとおりである（現段階では、本規則案が暦日を指しているのか、営業日を指しているのか不明であることに留意されたい）。



予備審査期間及び詳細審査期間の双方において、公共入札の評価は継続することができるが、上記の審査期間が終了する前に（又は欧州委員会が決定を下す前に）契約を締結することはできない。調査後、欧州委員会は、(i) コミットメント付きの決定（ただし、事業者が提出した当初の入札を変更してはならない）、(ii) 当該事業者への契約締結を禁止する決定、(iii) 異議なしの決定のいずれかを行うことができる。

是正措置、コミットメント及び罰則

欧州委員会は、外国補助金によって引き起こされた歪曲効果を解消するため、事業者に構造上及び行動上の措置を課すことができる。また、事業者は、外国補助金を交付した事業主又は国に対し、利息と共に補助金を返済するなどの、歪曲効果を是正するためのコミットメントを申し入れることができる。

上記のいずれかの手続（職権調査、企業結合審査、公共入札審査）において、事業者が故意又は過失により不正確、不完全、又は誤解を招くような情報、文書、回答を提供し、又は立入検査を拒否し、若しくは立入検査の封印を解いた場合、欧州委員会は、前事業年度の当該事業の総売上高の最大1%に相当する罰金を課すことができる。

事業者がコミットメント付きの決定に従わない場合、罰金の上限は前事業年度の当該事業者の総売上高の10%に引き上げられる。

また、欧州委員会は、当該事業者の1日当たりの平均総売上高の5%を上限として、定期的な罰金を課すことができる。なお、現段階では、本規則案が関係企業の全世界における総売上高に言及しているか否かは不明であることに留意されたい。